

# In depth

## A look at current financial reporting issues

2020年10月9日  
In depth No. 2020-06

### 金利指標改革についてのIFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号およびIFRS第16号に対する修正(フェーズ2)に関する実務ガイド

#### FAQ 6.4—金利指標改革に関する定量的開示を行う際に、「まだ移行していない」をどのように解釈すべきか

##### 質問

金利指標改革のフェーズ2の修正は、報告期間末日現在でまだ代替的な指標金利に移行していない金融商品に関する定量的情報を提供することを企業に要求しています。[IFRS第7号第24J項]。この文脈において、「まだ移行していない」という表現をどのように解釈すべきでしょうか。

##### 回答

「まだ移行していない」という表現は、金利指標改革フェーズ2の修正では定義されておらず、そのため判断が要求されます。しかし、IFRS第7号の開示要件の全体的な目的は、リスク・エクスポージャーの範囲、これらのリスクの管理方法、および移行の進捗についての情報を提供することです。[IFRS第7号第24I項]。さらに、IFRS第7号BC35III項における開示要件に関する議論は、この情報の開示を要求するIASBの意図についての文脈を提供するものであり、「まだ移行していない」という表現で意図された意味の解釈にも関連します。IFRS第7号BC35III項は、報告期間末日現在において、「改革の対象となる金利指標」を参照している金融商品に要求される定量的情報を指します。したがって、PwCの見解では、「まだ移行していない」という文言について、次の2つの解釈が受け入れ可能であると考えられます。

1. 金融商品の契約条件に、報告日時点で依然として改革の対象となる金利指標を参照する条項が含まれている場合。これは、文言の文字通りの解釈と特徴づけることができる。
2. 金融商品の契約条件に、報告日時点で依然として改革の対象となる指標金利を参照する条項が含まれており、かつ、
  - a. 金融商品の1つまたは複数のキャッシュ・フローが、依然として改革の対象となっている指標金利の将来の変動にさらされたままであり、そして、金融商品の残存期間中に改革が行われる、または行われる可能性がある場合。
  - b. 新たな指標金利に金融商品を移行させるために、さらなる措置が必要な場合。これは文言のより実質的な解釈として特徴づけることができる。

選択した会計方針は、首尾一貫して適用され、重要性がある場合には開示しなければなりません。

第1のアプローチをとる場合、PwCの見解では、i)依然として改革の対象となっている指標金利の将来の変動に残余のエクスポージャーがない金融商品、および ii)異なるリスク特性を前提とすると、残余のエクスポージャーを有している金融商品を合算することは、開示の要求事項や目的を満たす可能性が低くなります。

第2のアプローチを取る場合、以下に記載の設例は、2021年12月31日の年次報告日時点でこの開示を作成する企業がシナリオをどのように適用するかを説明するものです。

##### 貸付金1—米ドルLIBOR契約が2023年12月まで継続

2023年12月に満期を迎える米ドル建貸付金。毎年6月と12月に金利改定日を迎え、6か月米ドルLIBORで利息が生じます。この金融商品の契約条件の既存のフォールバック条項により、2023年6月末日に予定されている6か月米ドルLIBORが停止される直前の2023年6月中に、米ドルLIBORはSOFRに切り替わることになります。

## 回答

この金融商品は、報告日時点で依然として改革の対象である指標金利である米ドルLIBORを参照しており、その変動に晒されたままであるため、2021年12月31日時点で「まだ移行していません」。

### 貸付金2－英ポンドLIBOR契約がシンセティックGBP LIBORに移行

2023年9月に満期を迎える英ポンド建貸付金。毎年3月と9月に金利改定日を迎え、6か月英ポンドLIBORで利息が生じます。当該貸付金の契約条件は、2022年1月1日より後の金利改定日（すなわち、この特定の貸付金については2022年3月に開始する金利改定日）については、シンセティック6か月英ポンドLIBORを用いて利息計算が行われる。2022年1月1日に、FCAは、2022年の1年間限定でシンセティックLIBORを公表することを要求しました。（シンセティックLIBORに関する詳細なガイダンスについては、[FAQ 2.13](#)（和訳は[こちら](#)）を参照）。

## 回答

この金融商品は、依然として改革の対象となっている指標金利の将来の変動に晒されたままの1つまたは複数のキャッシュ・フローを有しており、また、金融商品を新たな指標金利に移行させるためにはさらなる措置が要求されるため、2021年12月31日時点で「まだ移行していません」。

### 貸付金3－英ポンドLIBORの最終金利改定日が2021年12月31日の報告日より前に発生

2022年9月に満期を迎える英ポンド建貸付金。毎年3月と9月に金利改定日を迎え、6か月英ポンドLIBORで利息が生じます。当該貸付金の契約条件は、2021年10月に変更され、LIBORへの参照はSONIAに置き換えられ、翌金利改定日（すなわち、2022年3月）より適用される適切なスプレッド調整値になると記された新しい条項が含まれました。

## 回答

この金融商品の英ポンド建LIBORの金利改定日は期末前に（すなわち、2021年9月）既に発生しており、依然として改革の対象である指標金利の将来の変動に晒されたままのキャッシュ・フローはなく、また、新たな指標金利への移行に必要なさらなる措置もないため、2021年12月31日現在、当該金融商品は「まだ移行していない」には該当しません。

## その他の関連する検討事項

企業は、報告日後であるが財務諸表の公表の承認日より前に、移行の完了に向けてさらに進捗している可能性があります。企業にとって重要性があるとみなされる場合には、[IAS第10号第21項](#)に基づき、報告期間後に修正を要しない事象として開示すべきです。例えば、期末時点で、指標金利が停止され、まだ移行していない重大なエクスポージャーに企業が晒されているものの、この状況は、財務諸表の発行の承認前に解消される場合がこれに該当する可能性があります。

企業が、以前の報告日現在で金利指標改革フェーズ2の修正を早期適用していない限り、または、当期中に適用を開始した時に過年度について修正再表示することを特に選択しない限り、IFRS第7号第24I項および第24J項における開示についての比較金額は要求されません[[IFRS第7号第44GG項](#)][[IAS第39号第108K項](#)][[IFRS第9号第7.2.46項](#)]。

© 2022 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.